福祉用具レンタルサービス申込書

「書面掲示」規制の見直しに伴う掲載書類

契約番号
契約日：

賃借人（乙）　使用者
住所

氏名　　印

賃貸人（甲）　事業者
住所　〒341-0042 埼玉県三郷市谷口617
事業所　**株式会社福祉協同サービス　三郷営業所**

代理人
住所

氏名　　印

貸与品に不具合が生じた場合は、下記事業所にご連絡下さい。

連絡先	株式会社福祉協同サービス　三郷営業所
電話番号	048-949-2511
ＦＡＸ番号	048-949-2512
担当者	

上記の賃貸人(以下「甲」といいます。)と賃借人(以下「乙」といいます。)は、以下の契約条項に従いレンタル契約を締結します。
レンタル契約の商品及び料金等は、別紙 納品書/受領書 及び 回収書/回収確認書 に準ずるものとします。
この契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲と乙が各１通を保有します。

（別表）

1	使用者	住　所			氏　名	
		電話番号		介護保険被保険者番号		
		要介護状態区分		居宅介護・介護予防支援事業所		
		使用場所				
2	契約期間	より				
3	レンタル料及び消費税等額の支払方法	① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として月額レンタル料のうち介護保険負担割合証の負担割合に応じた額をお支払いただきます。介護保険負担割合証の負担割合が変更になりましたらお申し出ください。応じてお支払額も変更となります。 ② サービスが介護保険の適用を受けない場合、又は受けない部分については月額レンタル料の全額をお支払いいただきます。				
		現金　・　口座引落　・　郵便局振込　・　その他（　　）				
4	レンタル開始月のレンタル料	レンタル開始日が開始月の１５日以前の場合‥‥月額レンタル料全額 レンタル開始日が開始月の１６日以降の場合‥‥月額レンタル料の１／２相当額				
	レンタル終了月のレンタル料	レンタル終了日が終了月の１５日以前の場合‥‥月額レンタル料の１／２相当額 レンタル終了日が終了月の１６日以降の場合‥‥月額レンタル料全額				
	１ヶ月以内レンタル料	レンタル期間が契約期間１ヶ月以内の場合のレンタル料‥‥月額レンタル料全額				
5	商品引渡し及び返還の際の組立・配送費用	組立・配送費	消費税	合計		
6	組立・配送費の支払方法					
7	特約					

説明日　　年　　月　　日

説明者

「書面掲示」規制の見直しに伴う掲載書類

第1条（契約の主旨）
甲(以下「所有者」という)は、甲が所有する別紙納品書に記載された福祉用具(以下「商品」という)を乙にレンタル(賃貸)し、乙はこれを借り受けます。乙は商品を別表に記載される使用者(以下「使用者」という)に使用させることができるものとします。"

第2条（レンタル期間）
レンタル期間の開始日は、別表の契約期間に記載のとおり契約開始日からとします。
レンタル期間の終了日は、原則乙が契約を終了することを甲へ申し出た日を含めた7日後とし、甲乙協議の上で決定とします。

第3条(レンタル料及び支払方法)
乙は、別紙納品書記載のレンタル料を別表記載のとおり甲に支払います。レンタル料は1ヶ月単位で計算し、日割り計算はしないものとします。レンタル開始月及び終了月のレンタル料は別表記載のとおりとします。レンタル料について、公的介護保険の適用がある場合には、乙はレンタル料から保険給付額を差し引いた差額を支払うものとします。尚、厚生労働省による福祉用具貸与上限価格の変動に伴いレンタル料が変動する場合は、変動後のレンタル料を支払うものとします。

第4条(商品の引渡し)
商品はレンタル開始日までに、甲または甲の指定する者から別表記載の使用場所で引き渡されるものとします。

第5条(商品の取り替え)
納品された商品が次のいずれかに該当する場合、乙は納品日を含め7日以内において、甲に対し無償で同等の商品への取り替えを請求できるものとします。
- カタログ記載の内容と相違する場合。
- 契約内容と相違する場合。
- 福祉用具専門相談員の説明内容と相違する場合。
- 納品担当者の取扱説明通りの機能が発揮されない場合。
- 取扱説明書通りの機能を発揮しない場合。

商品が引渡されたのちに正常に作動しなくなった場合、甲は速やかに商品を修理または取り替えるものとします。ただし乙または使用者の故意または過失、もしくは取扱説明に反した使用による場合は、修理および取り替えの費用は乙の負担とします。

第6条(商品の使用)
乙は、商品を別表記載の使用場所で善良な管理者の注意をもって使用・保管し、また同様の注意をもって使用者に使用させるものとします。
乙は、商品に不具合・故障が発生、あるいは商品が滅失または毀損したときは、別表に表記された連絡先に連絡するものとします。

第7条(商品の所有権侵害の禁止等)
乙は、以下の行為をしてはならないものとします。
- 第三者に譲渡したり担保に差入れたり、その他所有者の所有権を侵害するような行為。
- 商品の改造・加工・模様替えなどにより、その現状を変更すること。
- 商品を第三者に転貸、または別表記載の使用者以外の物に使用させること。
- この契約に基づく権利、地位を第三者に譲渡すること。

第8条(通知・報告事項)
乙は、乙の住所または使用者の住所あるいは別表記載の使用場所を変更したときは、遅滞なくその旨甲に通知します。

第9条(消費税の負担)
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）は乙が負担し、レンタル料とともに甲に支払います。

第10条(商品の滅失、毀損)
第4条に基づく商品の引渡しから、第16条に基づく商品の返還が完了するまでの間に、乙または使用者の故意もしくは過失により商品が滅失(修理不能の場合を含む。以下同じ。)または毀損したときは、乙は甲に対しその損害を賠償するものとします。

第11条(使用者に対する免責)
使用者に次の事由に基づく事故または損害が発生した場合は、甲および所有者は責任を負わないものとします。
- 商品の使用を原因としない使用者の急激な体調の変化等、使用者の身体に関する不測の事態に起因して事故が発生した場合。
- 使用者及びその家族による、甲または甲の従業員の指示・依頼に反する行為または商品の取扱説明に反した使用、あるいはこれらの者の不実の告知に起因して事故が発生した場合。
- 地震、噴火等の天災、公権力の行使等、甲及び所有者の責によらない事由に起因して事故が発生した場合。またはレンタル契約が継続不可能となった場合。

第12条(損害賠償)
甲の責に帰すべき事由により、乙または使用者あるいはその家族の身体を傷つけ、またはその財物を損壊した場合は、甲の責任において適正な賠償を行うものとします。

第13条(契約の解除)
乙がレンタル料の支払を怠るなど、この契約の条項に違反した場合で、相当の期間を設けてその是正を催告したにもかかわらず是正されないときは、甲は通知のみでこの契約を解除することができ、この契約が解除されたとき乙は商品を甲に返還し、併せて甲に対する未払レンタル料その他の金銭債務全額を支払います。甲の正当な理由のない債務不履行・不法行為が生じた場合、乙は甲に対する通知のみでこの契約を解除することができます。

第14条(期間中の解約)
レンタル期間中であっても、使用者の状態等の変化により商品が不要となった場合、あるいは商品の変更が必要となった場合には、乙は甲に対して事前に予告することにより、この契約を解除することができます。

第15条(契約の終了)
レンタル期間中に以下の事由が生じた場合は、この契約は当該事由の発生時に終了するものとします。
- 利用者が死亡した場合。
- レンタル期間中に商品が滅失したとき。

第16条（商品の返還）
この契約がレンタル期間の満了・解除・解約その他の理由により終了したときは、乙は直ちに商品を甲に返還します。
商品の返還にあたっては、乙は乙の費用で商品を現状に回復するものとします。ただし通常の用法による自然の損耗は、このかぎりではありません。

第17条(通知の効力)
甲は乙に対して発した書面であって、この契約書および別表に記載された住所(第8条により通知を受けたときはその通知記載の住所)宛に差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第18条(遅延損害金)
乙はこの契約に基づく金銭の支払いを怠ったときは、支払うべき金額に対し、年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払います。

第19条(協議事項)
本契約に疑義が生じた場合、又は本契約に定められていない事項が生じた場合には、甲と乙は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとします。